日経広告研究所内規

【会員資格の継続】

1. 会員は、会員からの退会の意志の申し出が無い限り、会則第 8 条に基づき会員資格を維持し続ける。但し、会則第 8 条に基づき、会員資格を失うことがある。

【退会の時期】

2. 会員は、退会の意思を日経広告研究所事務局（運営グループ）に申し出ると、その申し出の日付が属する年度の翌年度期初に退会となり、会員資格を失う。会員は、退会の申し出をした日付が属する当該年度中の退会は出来ない。

【入会年度内の退会申請の不許可】

3. 会員は、入会した当該年度（初年度）内には、退会の申し出をすることができない。入会した翌年度以降は、退会の申し出をすることができ、内規 2 項に基づき、退会の申し出の日付が属する年度の翌年度期初に退会となり、会員資格を失う。